

## 研究会報告

## 実務と理論の架橋

どのように、また、なぜ、経験的な法学教育を伝統的なロー・スクールのカリキュラムに取り入れるのか、アメリカ合衆国の視点から

(ワシントン州立大学ロー・スクール)

デボラ・マランヴィル

(翻訳 平野 哲郎)

## まえがき

本稿は、二〇〇四年三月二六日に開催された二〇〇三年度龍谷大学法学会第一五回研究会における講演の記録である。講演者のデボラ・マランヴィル教授は、一九七二年にスタンフォード大学を卒業し、一九七五年にハーバード大学ロー・スクールでJ・Dの学位を取得され、社会的弱者ための集団訴訟の代理人などの実務を経験した後、一九八九年からワシントン州立大学(シアトル)ロー・スクールで民事訴訟法、失業補償クリニック、司法アクセス・セミナー、フェミニスト法理論などの科目を教えられている。マランヴィル教授は臨床法学教育についても、ご自身の実践を踏まえた研究成果を多く発表されており、今回の講演でも具体例を挙げつつ、シミュレーション方式による授業

の目的や実践上の留意点をお話しいただいた。その内容は、今後、我が国の法科大学院において臨床法学教育を行う上で大変参考になるものと思われる。

マランヴィル教授と同教授をご紹介いただいた竹中俊子ワシントン州立大学ロー・スクール教授に感謝する。なお、マランヴィル教授は同じテーマで、二〇〇四年三月二二日に早稲田大学臨床法学教育研究所でも講演されており、その英文原稿が二〇〇五年三月に発行予定の「Waseda Proceedings of Comparative Law, vol.7」に掲載される予定である。

なお、本研究会には飯島奈絵弁護士（大阪弁護士会）及びジェラルド・A・トーマス氏（カナダ国弁護士）が参加され、それぞれアメリカ及びカナダのロー・スクールで受けた法学教育の経験を踏まえて積極的に議論に参加していただいた。この場を借りて謝意を表したい。

## はじめに

まず、経験的な学習と臨床的教育方法を、伝統的法学教育のカリキュラムに統合することについて話す機会を与えられたことを感謝したい。今般、日本の専門職業教育が大学院レベルに移行したことによって刺激的な機会が提供されている。すなわち、アメリカの法学教育と違って、日本の法科大学院は白紙の状態から構築されるから、ソクラテス・メソッドをそのデメリットに縛られることなく、最適な状態で利用することができる。さらに、日本の法科大学院は、アメリカにおける能動的学習についての豊富な研究成果と法学教育の実践経験、四半世紀にわたる臨床法学教育の発展の上に築かれる。<sup>1)</sup>この講演で私は三点のことを話したいと思う。

1 日本法科大学院が、経験学習を伝統的な授業に取り入れる機会を活用すべき根拠

- 2 二種類の一年生向けのシミュレーション授業——私の一年生の民事訴訟コースにおけるものと同僚のジャクリーン・マクマートリー教授の一年生の刑法コースにおける有罪答弁の交渉についてのもの——についての詳細の描写。
- 3 シミュレーションを用いるに当たって生じるいくつかの論点と課題

なぜ、経験学習か？

この分野における私の小さな貢献は、経験的な学習と臨床的教育方法が伝統的法学教育にもたらした意義を理解するための概念的な枠組みの開発に注目したことである。<sup>(2)</sup> 私はこの意義を三つに分類した。すなわち、動機付け、事実関係の提供、法律家の技能の向上である。

学生たちは、シミュレーションで与えられた課題に集中しているとき、法的技能の習得に対して非常な熱意を示す。私はそれを熱情 (passion) と呼んでいる。経験学習はこの集中を引き出す助けとなる。なぜなら、学生たちの多くは依頼人を助けるために法律論を考え出すことに夢中になるからである。

また、学生に、法がどのような事実関係の下で運用されているかを知る機会を与えることも、学習上有益である。経験学習では、学生に事実関係を提供するため、学生がより深く学び、学んだものをよりよく記憶することができ

る。さらに、私たちが学生に面接、交渉、起案、弁論を教えるとき、私たちは学生に法律家として必要な技術を教えているのである。シミュレーション授業や本場の依頼人を代理するクリニックの利用を通じて、学生はこれらの法律家の技術をいかに獲得し、実践するかを考え始める。

シミュレーション授業は、クラスの全ての学生が参加することができ、彼らが学んでいる法的概念を実際に適用することを求める能動的な学習形態である。法的概念を適用しようとする過程で、学生は自分たちが本当に理解しているかどうかを知ることになる。また教師にとっては自分の教育上の努力が効果的であったかどうかを確認する機会が提供される。

もしこの枠組みについて、また経験学習の価値について質問があれば、喜んでもっと話したい。しかしながら、残りの時間ではもっぱら経験学習を伝統的授業に採り入れた実例を紹介するつもりである。私が教え終えたばかりの一年生の民事訴訟法のコースと同僚の刑法のコースを例に使う。日米の法制度の違いにかかわらず、これらの例は役に立つと思われる。ただし、私は過去二年間民事訴訟法の少人数クラスの一つを担当していたことに留意されたい。一年目は二四人、二年目は三二人であった。しかし、約九〇人の大きなクラスでも同じような方法でうまくやることはできるし、同僚のジャクリン・マクマートリー教授の刑法の授業は概ねそのくらいの人数である。

### 一年生の民事訴訟法のシミュレーション<sup>3)</sup>

アメリカの民事訴訟法の授業は二つの部分からなっている。はじめの部分は管轄をカバーし、告知や裁判籍のような問題を取り上げる。他の多くの民事訴訟法の教師と同じように、私もこれらの問題を学生に事案と法令の読み方や法的方法論の基礎、そして「法律家のように考える」方法を教えるのに用いる。民事訴訟法の二つめの部分は申立てから上訴までの訴訟手続の段階を扱う。これらのいずれも学生にとっては難しい。なぜなら、彼らは自分たちが学んでいる法的概念と法令についての実体験がないからである。ここでこそ経験学習が重要な役割を果たす。私は、学生

がほかの授業で学んでいる法的ルールによって規律される紛争に関する簡単な想定事例を作る。昨年度は簡単な契約法の問題を使い、今年度は簡単な不法行為の問題を使った。このシミュレーションでは学生は依頼人から事情聴取し、訴状と答弁書を起案し、略式裁判 (summary judgment) の申立ての起案と弁論をすることになる。

以下、これらの課題がどのように機能するかももう少し詳しく説明する。

## 事情聴取

### a 目的

事情聴取のクラスについての私の目的は限定されている。すなわち、学生に法律家であるということは考えるだけではなく、同時に聞くことを含む対人的な技術 (これはアメリカの法学教育では伝統的に軽視されてきた) を含むことを思い出させること、学生を依頼人聴取——おそらく最も基本的な法律家の技術——をするためのとても単純化されたモデルにさらすこと、そして学生に事情聴取とはどんなものか少し味わわせることである。

### b 事前学習

事情聴取の授業の前に、私は、授業用のウェブサイトを通じて、第一回目の事情聴取の方法、依頼人からの聴取についての一般的な注意事項、事情聴取に続いて行う訴状起案のための指示に関して事前に読むべき課題を出す。さらに学生を四人ずつのチームに割り振る。学生はこの授業を通じて、このチームで課題に取り組むことになる。「依頼人」役は私の妹が演じる。これはたまたま彼女に役者としての経験があつて、時間の都合もついたからで、上級生や教職員でもかまわない。

### c 授業

事情聴取の授業は「金魚鉢方式」と呼ばれる方法で行う。これは教室の前でインタビューが行われ、学生たちが

それを見る、すなわち「金魚鉢をのぞき込む」という方法である。さらに私は子供の「Tag, you're it」という遊びにちなんで名付けた「タッグ・チーム」という方法を使う。これは最初に、あるチームから二人の学生を呼び出して、約五分間インタビューを進めさせ、それからほかのチームからまた別の二人を呼んで前の二人がやったところから先をやらせるという方法である。この方法の利点は、学生の参加をより促し、より多くの学生に事情聴取とはどんなものか味わわせることができる点である。さらにインタビューの前後が全く分裂したものにならないなら、聞く技術の訓練にもなる。この方法は、事情聴取にあまりに多くの「弁護士」が関与するという奇妙さにもかかわらず、驚くほどうまくいく。

## 訴状起案

### a 目的

学生に訴状を起案させる最大の目的は、学生に「請求権を主張する」ことの意味を理解させることである。アメリカの法制度では、請求権の主張は二つの部分からなっている。一つめは、それぞれの請求権は実体法から引き出される「要件事実」に基礎付けられており、訴状にはこれらの要件事実に対応する主張が含まれていなければならないという<sup>4</sup>ことである。二つめは、訴状は適切な程度の特定性を持って起案されなければならない、すなわち曖昧すぎても詳しすぎてもいけないことである。私の経験では、学生は判例を読むだけではこれらのいずれも理解できない。さらに学生は、連邦裁判所か州裁判所のいずれかを選択しなければならず、この選択をするためには管轄と裁判籍について復習しなければならない。

### b 事前学習

再びウェブサイトを通じて、架空の法律実習生がその事例に関する実体法について法的調査をした結果をまとめ

たメモを学生に配布する。その事例に含まれる主な論点は二つである。それぞれの論点についての学生に配布する資料は限定されている。すなわち、原告の請求原因である「法律上当然の過失」を規律する二つの法律と一つの規則<sup>(5)</sup>及びそれらの解説<sup>(6)</sup>、被告の抗弁である「傷害の事前免責」の有効性の問題<sup>(7)</sup>についてのワシントン州最高裁判所の判例<sup>(8)</sup>だけである。学生には追加的な法的調査はしないように指示する。

さらに学生には他の事件の訴状のサンプルを渡す<sup>(9)</sup>。この授業を二度目にしたときには連邦と州の裁判所規則に則った書式のワード形式のひな形も二つ渡した。一つはすぐに書き込めるもの、一つは訴状の各部分について関係する規則の注釈付きのものである。

### c 授業

学生は、授業外の時間に各チームごとに訴状を起案する。

### 答弁書の起案

#### a 目的

学生に答弁書を起案させる目的は、学生に否認と抗弁の違いを理解させることである<sup>(10)</sup>。

#### b 事前学習

ウェブサイトにその事例の被告からの架空の事情聴取の結果の要約と他の事例の答弁書のサンプルを掲示し、学生に相互の訴状に答弁するように指示する。

### c 授業

学生は、授業外の時間に各チームごとに答弁書を起案する。

### 略式裁判の起案

## a 目的

学生に略式裁判の申立てを起案させる目的は、略式裁判が「事実上の争点がなく、申立てをした当事者が法律上の問題だけで勝訴できる」事案を選び分けるものであるという基礎的な考えを理解させることである。これは学生が簡単に記憶して暗唱できる概念であるが、彼らは実際にそれを適用してみるまで本当に理解することはできない。そもそも学生は「申立て」とは何かさえ理解していないことが多い。

## b 事前学習

ウェブサイトに証言録取の抜粋を掲示する。これによって争点のうち、何が事実上の争点で、何がそうでないかが決定される。また、他の事例の略式裁判の申立ての例と、連邦と州の規則に従った申立てと決定のひな形も掲示する。学生はまだ意見書や準備書面の書き方を学んでいないので、申立ての中の法律論は箇条書きでよいと指示する。学生にはたとえ実際には略式裁判の申立てをしないと考えた場合、すなわち彼らが負けるであろうと考えた場合でも略式裁判の申立てをするように指示する。これによって彼らは弁護士が略式裁判を避けるためには何をしなければならぬかを知ることができる。アメリカの当事者主義では、当事者は証拠を的確な形式で法廷に提出しない場合、そのことだけで申立てを却下されることがあり得る。

## c 授業

学生は申立てとそれに対する答弁及び申立てを支持する決定を授業外で起案する。

## 略式裁判の口頭弁論

## a 目的

略式裁判の口頭弁論をさせる目的は、学生に起案をする能力とともに弁論をする能力も法律家にとって重要であ



ると銘記させることにある。

b 事前学習

学生に、口頭弁論に関するプリントと弁論のスケジュールを渡す。さらに同僚に争点を要約した「手控え」と弁論のスケジュールを渡し、裁判官役をやってもらうように依頼する。

c 授業

通常の五〇分の授業に代えて、学生は二人ずつのチームで略式裁判の申立ての弁論をする。二年目の授業のときには都合八回の弁論を行うことになった。

刑法のシミュレーション<sup>(1)</sup>

私の同僚のジャクリーン・マクマートリー教授は、彼女の一年生向けの大規模な刑法の授業の中に成績評価のされない交渉シミュレーションを三回組み込んでいる。学生たちは二人ずつのペアで検察官と弁護人と傍聴人に割り振られ、三回の授業の間に役割を交代していく。

a 目的

第一回目のシミュレーション授業の目的は、学生に具体的事例の事実関係の中で処罰の正当化根拠について考えさせるとともに、授業の早い段階で小グループで議論する機会を与えることにある。第二回目と第三回目のシミュレーション授業は、学生の法原則の適用についての理解を特定の事実の下で試すために行われる。学生の作成するワーク・シートに目を通すことで、教授は故意過失や殺人罪、緊急避難、心神喪失などについての学生の理解を評

価できる。

b 事前学習

授業の前に教授は授業のウェブサイトを通じて、学生に交渉演習に関する指示、事案の経過、検察側・弁護側それぞれの秘密情報、有罪答弁取引の背景情報及び学生が事前に記入すべきワーク・シートを配布する。

c 授業

それぞれの授業は、五〇分の授業時間内で行われ、三五〜四五分が交渉に、一五〜三〇分が報告と議論に当てられる。

d 授業後の報告

それぞれの授業の後に、教授は学生とともに交渉の結果を概観し、その結果学生たちは各グループごとにどれだけ結果が異なるかを知ることになる。また教授は、学生のワーク・シートを読み、コメントをつけて返却する。

シミュレーションによる教育を行う際の留意点

1 作業の量を教師と学生にとって管理可能な程度に保つこと

シミュレーションを伝統的な授業に取り入れる際の鍵の一つは、作業の負担を教師と学生双方にとって管理可能な程度に保つことである。

a 基本原則—馬鹿げているほど単純にすること (KISS:Keep It Simple, Stupid)<sup>(12)</sup>

シミュレーションを行う場合、特に一年生を対象にする場合、重要なのは内容を単純化することである。学生が

どれほど無知かを忘れてはいけない。ワシントン州立大学ロー・スクールの学生は非常に優秀で、いつも予想した以上の成果を上げるが、同時に彼らは経験を積んだ法律家には明白な誤解や間違いを犯す。したがって、事例を易しくしすぎるといっておそれはない。

b 「閉じた世界」にすること

私は、一年生のシミュレーション授業は不法行為法や契約法のような実体法科目と民事訴訟法とリーガル・ライティングの全てに関係づけられていることが理想的だと考えている。そうすれば、学生はシミュレーションで与えられた事実関係の中で調査技術をも学ぶことができるからだ。しかし、私たちのロー・スクールでは科目が細分化されており、私が担当している民事訴訟法を履修している学生は必ずしも実体法科目をとっておらず、そのようなジョイント・プロジェクトも始まっていない。このような状況の下では、実体法に関しては「閉じた世界」というアプローチを用いることが重要である。すなわち、リーガル・リサーチが目的でないなら、学生に適用可能な法令・判例をあらかじめ与えて、それ以外の調査はしないように指示することである。これによって学生はシミュレーションにおける目的に集中できる。

c ひな形を与えること

作業が法的文書の起案を含んでおり、教師の目的が書類作成上の細かな規則を学生に教えることでないなら、学生にその文書のひな形を電子メールか授業のウェブサイトを通じて与えるべきである。私がこの授業を担当した最初の年、学生にひな形を与えなかったところ、学生は細かな書式を調べることに膨大、かつ、非生産的な時間をかけてしまった。これは学生たちにとっておおいに不幸なことであった。

d 学生をチームにすること

チームで作業することには二つの利点がある。まず学生にとっては協働作業をする練習になり、教師にとっては目を通す起案が管理可能な数になる。これは特に大規模な科目で起案をさせる場合には重要である。

e フィードバックすること

起案をさせるシミュレーション授業の課題の一つはどれだけのフィードバックをするかを決めることである。学生にとって有益で、なおかつ教師の「過労死」を避けるためにはどの程度がちょうどよいのか。フィードバックは重要な三、四点に限られた場合に学生にとっても最も有益であることを忘れてはならない。それよりも多いと学生はもはや吸収することができなくなってしまいうようである。プラス・マイナスの目盛りのついたチェックリストを使うこと、又はできのよい書面に参照条文の注釈をつけて学生に渡すことによって教師は過労にならずに意味のあるフィードバックを提供できる。例えば、マクマートリー教授は第二回目と第三回目の授業では学生に交渉ワーク・シートの見本を渡しており、学生はこれを見て自分の理解が正しかったかどうかを確認できる。

f 評価

多くの学生はシミュレーションに積極的に参加するので、彼らが真面目に取り組むよう動機付けるために成績をつけることは必ずしも必要ではない。マクマートリー教授は彼女の交渉演習を成績評価しない。しかし、シミュレーションがかなりの作業を学生に課するのであれば、それなりの評点を与えることが適切かもしれず、私はそのようなアプローチをとっている。一方、シミュレーションにあまりに多くの比重を置くと学生に過大なストレスを与えることになってしまう。そこで、私はあまりに重い比重をシミュレーションに与えないようにしている。そもそも、学生が初めて作成する訴状や申立て、答弁書に基づいて評価することは不公平ともいえる。初めて私がシミュレーションを採用したとき、あまりにそれに比重を置きすぎたため、学生に過大なストレスを与えてしまったが、だか

らといって作業の質が良くなったわけではなかった。今年は私は課題に一〇〇分の一〇の得点を与えた。<sup>(13)</sup> 作業をしたことについて一点を与え、さらに基本概念の理解を示すことに加算点を加えた。これはうまくいったようである。

## 2 後方支援の管理

シミュレーション授業を行うに当たっては後方支援の管理についても様々な配慮が必要である。

### a 話題の連続性

シミュレーションを伝統的な授業に取り入れる際、シミュレーションが授業のどこに適合するか慎重に考慮する必要がある。私の場合、訴答手続を普通より幾分早めに取り上げることにした。これによって学生は訴状と答弁書を起案する前にケースブックの該当箇所を読むことができ、冬休み中に起案を完成することができた。

### b 明確な指示、ひな形、参考文例

効果的なシミュレーションのための鍵は、ひな形と参考文例を添付した分かりやすい指示である。シミュレーション作業は学生にとって多くの時間を要するので、もし文書の形式のような派生的な事柄で時間を使わなければならないとしたら彼らはフラストレーションを蓄積してしまう。あらかじめ形式を整えてある文書のひな形を与えることによってこの問題を避けることができる。同様に教員が作業の途中で追加的な指示を出すことも学生を悩ませる。もつとも初めてシミュレーション授業を行うときに、生じうる全ての問題を予測することは困難である。したがって、若干の追加的指示をして指示の内容を明確にしなければならぬことも避けられないかもしれないが、良い指示を書くために十分時間をかけることは価値がある。<sup>(14)</sup>

### c 書類作成

シミュレーション作業は多くの紙を必要とし、多くの書類を生み出す。良い指示は紙数を要するし、ひな形や参

考文例はもつと多くの紙を要する。学生がチームで作業するとしても、起案をするシミュレーションでは多くの書類が生産される。したがって、シミュレーションを行う上での問題の一つはこれらの書類をうまく管理することである。私の大学は教室で使える、「カタリスト（触媒）・ツール」という名前の素晴らしいテクノロジーを備えているが、その中にはコースのウェブサイトを作る「シンプルサイト」というソフトが含まれている。マクマートリー教授も私も、このソフトは、授業の指示、事件記録、ひな形のような資料、事情聴取・交渉・口頭弁論に関する課題を掲示するために有用であると考えている。

通常、私のウェブサイトを見るには大学のIDとパスワードが必要だが、今は皆さんが私がどのようにそれをシミュレーションに用いているか知ることができるようにオープンにしている。そのアドレスは以下のとおりである。

[http://courses.washington.edu/civpro03/virtual\\_case/virtual\\_case.html](http://courses.washington.edu/civpro03/virtual_case/virtual_case.html)

また、マクマートリー教授のウェブサイトでは最初の授業のための指示を見ることができる。

[http://faculty.washington.edu/jackiem/Criminal\\_Law\\_2004/Negotiation.html](http://faculty.washington.edu/jackiem/Criminal_Law_2004/Negotiation.html)

その「カタリスト・ツール」は「E-ポスト」というツールも含んでおり、これによって二つのオンライン「クラーク・オフィス」というものを作ることができる。学生は「クラーク・オフィス」を使って自分たちの書面を掲示したり、相手方に書面を送ったりすることができる。今のところ、このシステムは学生たちより私にとって役に立っているが、いずれ学生にとっても使いやすくなると思う。

#### d 口頭弁論

口頭弁論のシミュレーションのためにも二つの後方支援の必要が生じる。誰がシミュレーション口頭弁論の裁判官をするのかということと、教師は全ての口頭弁論に立ち会わなければならないのかということである。幸いにも

私は大規模なクリニカル・ロー・プログラムのメンバーだったので、ほとんどの口頭弁論について同僚の実務家教員に裁判官役として協力してもらえた。また、私は全ての口頭弁論に立ち会い、それらから多くのことを学んだが、負担過剰に感じた。そこで、仕事の量を管理可能にするために、来年からは二、三の口頭弁論を同時に開き、それらの間を「渡り歩く」ことにしようとして計画している。そうすれば口頭弁論に三時間をかけるだけで済むであろう。

## 結 論

私の意見では、シミュレーションの主たる意義は事実関係の提供にあるが、それが学生から参加意欲と熱情を引き出すのである。さらに、シミュレーションは、事情聴取や書面作成、口頭弁論についての最初の、とても予備的な紹介になる。学生たちにとっては、シミュレーション演習は、恒常的な飽き飽きする判例読解からの歓迎すべき息抜きにもなるのである。

## 質疑応答

(質問) 「クラーク・オフィス」が学生にとっては教員ほど有用ではなかったというのはなぜか。

(マランヴィル) 学生がこのソフト、さらにはコンピュータの利用に習熟していなかったことによる。

(質問) 法律家の技能 (lawyering skill) とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

(マランヴィル) 法律家の技能には多くのものが含まれる。伝統的なアメリカの法学教育では、例えば、弁論をする能力、判例や法令を読む能力、法的書面を書く能力、すなわち「法律家のように考える力」が想定されていたが、最

近では事情聴取能力、交渉能力なども含めて考えられている。

(質問) マクマートリー教授の刑法の授業でのシミュレーションはどのように行われているのかももう少し詳しくご教示願いたい。

(マランヴィル) 学生を六人ずつのグループに分け、各グループごとに弁護士役二名と検察官役二名が三五分ほど交渉し、その後オブザーバー役の二名が交渉を聞きながら考えたことをコメントする。その内容をワーク・シートにまとめるといふ形で進められる。そして教授はそのワーク・シートを見て、どのように結論が異なっているか、どうして異なったのか、交渉しながらどう考えていたのかなどを各グループに報告させ、議論させる。

(質問) 一年生は法的知識が不十分であるからシミュレーションを取り入れることに困難はないか。

(マランヴィル) 学生がまだ学んでいないような法律は指示の中で説明するようにしている。ただし、ときどき学生から質問が来て「これについてはまだ学生は知らないということ忘れていた」と気づくことがある。しかし、何年かやっているときにだいたい必要な知識はあらかじめ与えておくことができるようになる。

(質問) シミュレーション用の架空の事件を作成し、書証なども用意するのはかなり大変なのではないか。もとなつた現実の事件があるのか。

(マランヴィル) 授業で使った事件は完全に自分で作り上げたものである。これはたしかにかなり時間のかかる作業である。この作業を他の一年生の民事訴訟法のクラス(四クラスある)を持っていく教員と共同して行えばもっと負担は軽減できるが、各教員のシミュレーションについての考え方は同じではないので、今のところ共同した教材開発は行っていない。

(質問) シミュレーションについてではないが、担当されている「失業補償クリニック」とはどのようなものか教え



ていただきたい。

(マランヴィル) 失業補償を受けられなかった労働者からの相談を受け付けて、不服申立てを行う。失業補償の事件は争点が少なく、和解で終わることも多いので、おおむね一学期の間に解決する。したがって、学生のクリニックには適した事件類型である。ワシントン州立大学ロー・スクールではリーガル・クリニックは現在一〇種類程度あり、与えられる単位は内容に応じて六から一二である。

(質問) ロー・スクールにクリニックがあることは受験生にとって魅力的な要素なのか。

(マランヴィル) そのとおり、大変魅力的である。

- (1) 例えば、*Seven Principles for Legal Education*, 49 J. Legal Ed. 367 (2000) を参照。
- (2) *Infusing Passion and Context into Legal Education Through Experiential Learning*, 51 J. Legal Ed. 51 (2001); see also *Passion, Context and Lawyering Skills: Choosing Among Simulated and Real Clinical Experiences*, 7 Clin. L. Rev. 123 (2000)
- (3) ワシントン州立大学ロー・スクールではクォーター制をとっているが、民事訴訟法は一年生の四学期のうちの二学期に割り当てられている。秋学期に週四日間で一〇週間、冬学期に週二日間で九週間である。
- (4) *Federal Rules of Civil Procedure*, Rule 8(a)(2)
- (5) *WASH. REV. CODE* 5.50.050(2003) 及び *WASH. ADMIN. CODE* (2003)
- (6) *16 Wash. Prac., Tort Law and Practice* 10.2 (2000)
- (7) *Fed. Rule of Civ. Proc.*, 8(c)
- (8) *Vodopest v. MacGregor*, Wn. 2d. 840 (1996)
- (9) 私の使用しているケース・ブックである「*Yeazel, CIVIL PROCEDURE: CASES AND MATERIALS*, 5th ed.」(2000)には訴状のサンプルが三例掲載されている(二〇頁、四〇三頁、四〇九頁)。(最近発行された第六版は訴答についてのアプローチを改訂しているが、やはり三つのサンプルを掲載している(一七頁、三三六頁、三四一頁)。)さらに、最近アメリカで発行

された「Lewis A. Grossman and Robert G. Vaughn, A CIVIL ACTION: A DOCUMENTARY COMPANION」(2002)と「Nan D. Hunter, JONES V. CLINTON」(2002)という教科書も代理人による書面を載せている。私は地元の書面の例も学生が参照できるように用意している。

(10) FR 8(b) and (c)

(11) ワシントン州立大学では刑法は一年生に配当されており、春学期に週五日間で九週間の授業である。

(12) 「KISS」というのは、第二次世界大戦中のアメリカ陸軍に由来するアクロニムである。

(13) 成績評価は主として学期末に行われる定期試験によって行われるが、私は授業への参加態度に加えて、ウェブ上で行う判例読解に関する質問への解答も評価の対象に加えている。

(14) 私は、二〇〇三年から二〇〇四年にかけての民事訴訟法の授業の評価のために、学生に以下のような質問をした。この授業に関して最も良かったことと良くなかったことをそれぞれ三点ずつ挙げることに、改善のための提案を三点挙げることに。二人中二五人がシミュレーションを最も良かった三つの一つとして挙げた。さらに数人が、より明確な指示を改善点として挙げた。

〈教材〉

マランヴィル教授が講演の中で言及されていた、二〇〇三年度の民事訴訟法の授業で実際に使用された教材の一部を抜粋して紹介する。これらの教材は教授の授業用のウェブ・サイトを通じて学生に配布されている。

これらの教材は、マランヴィル教授の作成した架空の事件の記録と課題に関する指示である。この架空の事件は、エリス・ハミルトンという女性が、アーティスティック・タトゥー・パーラーという店で小さな刺青を入れたところ、針の消毒が不完全であったためにB型肝炎に感染してしまったという不法行為による損害賠償請求のケースである。

1 原告側リーガル・リサーチ

エリス・ハミルトン事件について、原告側法律事務所の架空の法律実習生が作成した法的調査のメモである。

二〇〇三年一月二四日

エリス・ハミルトンのアーティスティック・タトゥー・パーラーに対する不法行に基づく損害賠償請求事件に関する法的調査を命じられたので、適用可能な法律について報告する。

#### 法律上当然の過失 (Negligence Per Se)

エリス・ハミルトンは、アーティスティック・タトゥー・パーラーが、彼女に刺青を施術するに際して、不適切に針を使用したと考えている。この点について、「法律上当然の過失」の理論によって責任を追及することができるか。

ワシントン州法によれば、刺青を施すには保健局規則に従うことが要求されており、それに違反した場合「法律上当然の過失」が認められる。(以下略。関係条文の引用とその解説)

#### 傷害の事前免責

エリス・ハミルトンは、施術前に傷害の事前免責文書に署名をしているがこれによって請求は制限されるか。

この点に関するワシントン州法は必ずしも明確ではないが、スポーツ・アクティビティに関して以下のような州最高裁判所の判例がある。(以下略。判例の引用)

#### 2 原告側事実調査

エリス・ハミルトン事件について、原告側法律事務所の勤務弁護士が作成した事実関係に関する調査記録である。エリスが署名した事前免責文書の写し、エリスの医療記録、関係者(パーラーに同行したエリスの友人、施術者であるジャン・マーデイルの友人、エリスの不倫相手、エリスの主治医)からの事情聴取の結果、パーラーに関する保健所の検査結果、パーラーの経営者

であるフランキー・リーに関する調査結果、パラーの店舗への覆面調査結果、損害関係資料などが含まれている。

### 3 被告側事情聴取

訴状を受領した後、パラーの経営者フランキーが顧問弁護士に相談した際に、弁護士が作成したメモである。フランキーは店の衛生管理はきちんとしており、エリスがパラーで肝炎に感染するとは考えがたいこと、出勤簿によればエリスが来店した日にはジャンは勤務していなかったことなどから、エリスの請求はデタラメであると主張している。また、事前免責証書によって免責されるはずであると考えている。

### 4 事情聴取に関する注意事項

自分が原告代理人になったつもりで、依頼人であるエリスから事情聴取を行うというシミュレーションに関する指示と注意事項。依頼人との面接に関する基本的文献や従うべき倫理規定が紹介されている。

### 5 訴状起案に関する注意事項

訴状起案の目的、起案する際の注意事項（リサーチの課題ではないので追加調査は不要であることなど）、参考文献の紹介、学生のグループ分けと組み合わせなど。学生は四人ずつの八グループに分けられ、グループ1はグループ2と、グループ3はグループ4とというように、組み合わせられ、各グループが相手方に訴状を送ることになっている。

### 6 答弁書起案に関する注意事項

訴状起案と同様の注意事項。各グループは自分の相手方グループの作成した訴状に答弁する。

### 7 略式裁判に関する注意事項

略式裁判の申立てと口頭弁論に関する注意事項である。学生は、それまでにやりとりした訴状と答弁書及び提供される資料（証言録取の結果など）に基づいて申立書とそれに対する答弁書、申立てを支持する決定を起案する。

学生たちは、今回は今までのグループとは異なる二人ずつの組に分けられ、原告代理人と被告代理人の役割を割り当てられる。それぞれ、自分の立場から、略式裁判の申立書、それが認められると考えるか、認められないと考えるかとその理由、相手方の申立書に対する答弁書を起案する。その上で、裁判官役の教員の前で弁論をする。弁論時間は、最初に各一〇分間、さらに反論に一〇分間、さらに裁判官役による講評を合わせて五〇分間である。

また、模擬裁判に必要な具体的な事項についても注意がある。例えば、男性はスーツとコンササーバティブなシャツとネクタイが、女性は議論はあるもののスカートが望ましいこと、口頭弁論で各代理人が座る位置、裁判官入廷の際の起立と着席のタイミング、法廷での慣用的な言い回しなど。

口頭弁論の内容面と形式面に関する注意事項は、我が国の法科大学院などで模擬裁判を行う際にも参考になると思われるので抄訳する。

#### 内容面

- 1 証拠と法（手続法と実体法）を熟知すること。模擬裁判では分からないかもしれないが、現実の裁判では形式より内容の方がはるかに重要である。
- 2 演説をしようとしないうこと。それよりも裁判官の質問に備えること。
- 3 裁判官の言うことをよく聞くこと。裁判官は何に関心があるのか注意すること。
- 4 質問をされたときは、まず考え、それから簡潔に的を射た答えをすること。

#### 形式面

- 1 棒読みはしないこと。
- 2 裁判官が理解できるように話すこと。速すぎたり、声が小さすぎたりしないように。
- 3 単調に話さないこと。
- 4 「〜と信じます」とか「〜と感じます」という言い方は避けること。
- 5 アイ・コンタクトを保つこと。
- 6 動き回らないこと。これは裁判官に対する弁論で、陪審員に対するものではない。

- 7 紋切り型は興ざめ。  
8 自信を持って。

## 8 証言録取

エリス・ハミルトンの証言録取結果

質問 (被告代理人) 証拠番号1の文書を示す。これが分かりますか。

答え はい、分かります。

質問 何でしょうか。

答え 私が刺青を入れてもらう前に署名した文書です。

質問 署名する前に読みましたね。

答え もちろんです。

質問 あなたは何年間の教育を受けていますか。

答え 私は公共政策で修士号を持っています。

・

質問 いつ刺青を入れてもらいましたか。

答え 二〇〇二年一月二八日です。それは私の五〇歳の誕生日だからよく覚えています。

質問 刺青を入れたのは誰でしたか。

答え えーと、名前は思い出せませんが、若い女性です。おそらく三〇歳ぐらいの。背が高く、長くて濃く髪の毛を縞模様によく染めていました。彼女はそこでまだあまり長く働いていないと言いました。

質問 刺青を入れてもらっている間に何か変わったことがありますか。

答え えーと、途中で機械のコンセントが抜けてしまいました。その女性はコンセントを差し込み直して続けました。その

実務と理論の架橋

ときはそれが問題だとは感じませんでした。  
・  
・  
・

このほか、エリスの主治医、フランキー、ジャンの証言録取が資料として提供されている。